

指定管理者候補者の選定結果

長久手市では、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

下記の施設について、令和7年10月29日に長久手市指定管理者選定委員会を開催し、次とおり指定管理者の候補者を選定しました。

今後、市議会での議決を経て指定管理者に指定する予定です。

施設名	指定管理者（候補者）	指定期間（予定）
長久手市福祉の家	名 称 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 所在地 愛知県長久手市前熊下田171 番地	5年間 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

※候補者の指定管理者選定委員会での評価結果は、別表のとおり

指定管理者選定委員会評価結果 (長久手市福祉の家)

選定基準番号	選定基準	審査項目	配点(点)	平均点(点)
				社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
1	住民の平等な利用を確保することができるること。	施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないかになっているか。	10	8.42
		障がい者、高齢者等の施設利用に配慮されているか。		
2	関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができるること。	関係する法令、条例及び規則を理解しているか。	10	8.08
		長久手市福祉の家の設置目的、役割を正確に理解しているか。		
		施設の管理運営方針は健全なものであると認められるか。		
		施設の維持管理、設備の保守点検等に関する計画は明確になっているか。		
3	施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができること。	利用者へのサービスの向上のための取組がなされているか。	25	21.04
		利用者対応（接遇）の向上のための取組がなされているか。		
		利用者のニーズが施設運営に反映される取組となっているか。		
		施設の利用促進に関する計画（広報等）となっているか。		
		地域福祉の推進拠点として、地域や関係機関との連携及び取り組みが期待できるか。	15	9.50
		指定管理料の提案額は妥当であるか。また、必要な経費は見積もられているか。		
		管理運営経費の節減に創意工夫を凝らしているか。		
		収入支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。		
4	指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。	自主事業収入等で安定した財務状況であるか。	10	7.00
		施設運営に必要な機材・備品等が適切に整備・確保されているか。		
		施設運営に必要な組織体制の構築及び人員の確保がなされているか。	10	7.33
		職員の指導育成、研修体制は確保されているか。		
		危機管理（苦情処理、災害対応等）の処理体制は構築されているか。	10	7.67
5	指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。	危機管理の処理体制についての研修計画は盛り込まれているか。		
		業務記録の整備・保管、市への連絡体制は明確であるか。	10	7.75
		個人情報保護や情報公開のための適正な情報管理体制が整備されているか。		
			計 100	76.79